

お気軽にご相談ください～相談は無料です～

たすけあい資金の貸付

◆利用できる世帯…低所得世帯または一時的な生活困窮世帯で、村内に住所が有り、担当民生委員が貸付を必要と認める世帯など

※生活保護世帯は除きます

◆貸付限度額…1世帯10万円以内

◆貸付の条件…村内または近隣市町村に住所が有り、返済能力のある65歳以下の連帯保証人1名が必要

◆返済期間…5万円未満は6か月以内、5万円以上10万円未満は1年以内

◆貸付利子…無利子

◆返済方法…返済期間内に一括または月賦払い
※返済期間内に返済が完了できない場合は、延滞利子が発生します

生活福祉資金の貸付

◆利用できる世帯…低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯

◆資金の種類

①総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）

②福祉資金（福祉費、緊急小口資金）

③教育支援資金（教育支援費、就学支度費）

④不動産担保型生活資金

※資金の種類ごとに貸付対象世帯が異なります

◆貸付利子

連帯保証人を立てた場合 → 無利子

連帯保証人を立てない場合 → 年1.5%

※教育支援資金と緊急小口資金は、連帯保証人の有無にかかわらず無利子

成年後見制度相談窓口

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の日常生活を支援する仕組みです。

成年後見制度の活用が必要と思われる方が、早期に適切な支援が受けられるように、制度の利用に関する相談に応じます。

障がい者不利益取扱相談窓口

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例により、障がいのある方に対する不利益な取扱いの解消に向けて、不利益な取扱いに関する相談に応じます。

【具体例】障がいを理由に公共施設等の利用を断られた、差別的な発言を受けた など

日常生活自立支援事業（愛称「あんしんねっと」）

◆利用できる方…自分ひとりで判断をすることに不安な方やお金の管理に困っている方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方）など

◆サービスの内容

福祉サービスの利用援助	さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供や相談、契約手続きの代行や代理、利用料金の支払い手続、苦情を解決する手続など
日常的金銭管理サービス	年金及び福祉手当の受領に必要な手続、医療費や税金・公共料金の支払い手続、預貯金の出し入れなどの手続など
書類等預かりサービス	希望する重要な証書類（年金証書、預貯金通帳、証書など）を保管 ※宝石、書画、骨董品、貴金属、株券、小切手、現金を預かることは出来ません

◆サービスの利用料金…1回1時間あたりおおむね1,300円（相談は無料）